

**長 崎 県 公 共 事 業
コスト構造改革プログラム**

平成17年4月

長 崎 県

目 次

第 1 基本的考え方	
1. プログラム策定の背景と目的	1
2. プログラムの対象	2
3. プログラムの期間	2
4. プログラムの目標	2
5. プログラム実施にあたっての留意点	3
(1) 機能・品質の確保	3
(2) 不当なしわ寄せの防止	3
(3) 不正行為の防止	3
(4) 関係部局・市町村との連携	
6. フォローアップ	3
第 2 具体的施策	
1. プログラムの構成	4
2. 施策の見直しの要点	4
3. 施策の概要	4
I. 事業のスピードアップ	5
II. 計画・設計から管理までの各段階における最適化	5
III. 調達の最適化	9
4. プログラム策定後に取り組むべき重点項目	11
5. コスト構造改革の取り組みを促進する仕組みの充実	12
[資料]長崎県公共事業コスト構造改革プログラム具体的施策一覧表	15

第1 基本的考え方

1 プログラム策定の背景と目的

長崎県では、平成12年11月に「公共工事コスト縮減対策長崎県新行動計画」（以下「新行動計画」という。）を策定し、本県が発注する公共工事を対象として、コスト縮減に関する取り組みを積極的に行ってきた。この行動計画は工事コストの低減に加え、施設の維持・更新コストや工事及び施設が生活・社会・自然環境に与える様々な負荷（社会的コスト）についても一体的に取り組むことにより、総合的なコスト縮減を目指したものであり、新行動計画策定後のコスト縮減に関する取り組みの結果、平成15年度には直接的施策目標値「概ね7%」に対し、コスト縮減率が8.7%と一定の目標を達成することができた。

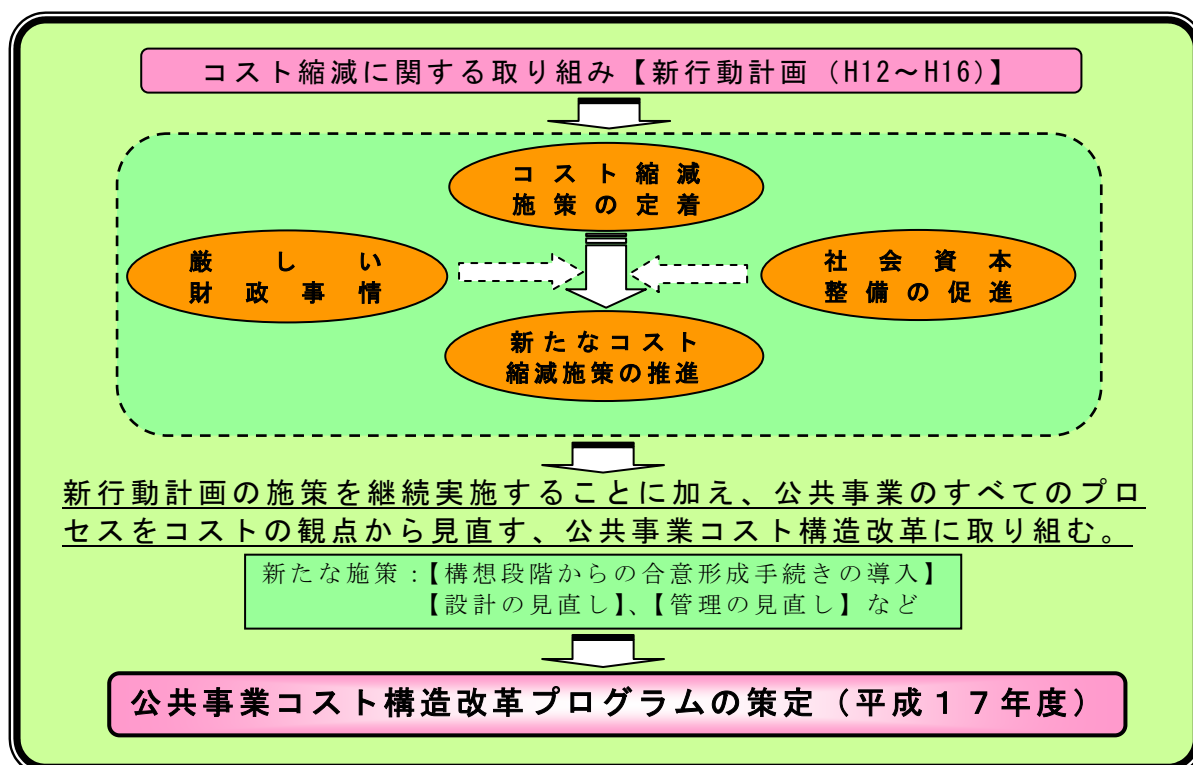
一方、本県の財政構造は自主財源に乏しく、今後もさらに厳しさを増すことが予想される中、長崎県長期総合計画においては、「効率的・効果的な行財政運営の推進」として徹底した経費の削減と効率的な事業の執行が求められている。

このような中、国においては平成15年9月に「公共事業コスト構造改革プログラム」を策定し、社会資本整備の促進を図るとともに、新たなコスト縮減施策の推進及び定着に取り組んでいる。

また、公共事業の発注者として「良質な社会資本を低廉な価格でタイムリーに調達する」責務を果たしながら、今後の厳しい地域間競争の中で、一層の「知恵」と「工夫」を重ね、県民との協働のもと、より低コストで地域の個性を活かした事業を進めていくことが必要である。

このため、本県においても新行動計画では限界があることに鑑み、公共事業のすべてのプロセスをコストの観点から見直すことを目的として「長崎県公共事業コスト構造改革プログラム」（以下、「プログラム」という。）を策定する。

コスト構造改革プログラム策定の流れ



2. プログラムの対象

プログラムの対象は長崎県（土木部、農林部及び水産部等）が行う公共事業とする。

3. プログラムの期間

プログラムの実施期間は、平成17年度から平成21年度の5年間とする。

4. プログラムの目標

プログラムにおけるコスト縮減率等の基準年は平成14年度とし、数値目標は最終年度となる平成21年度において総合コスト縮減率15%を目標とする。

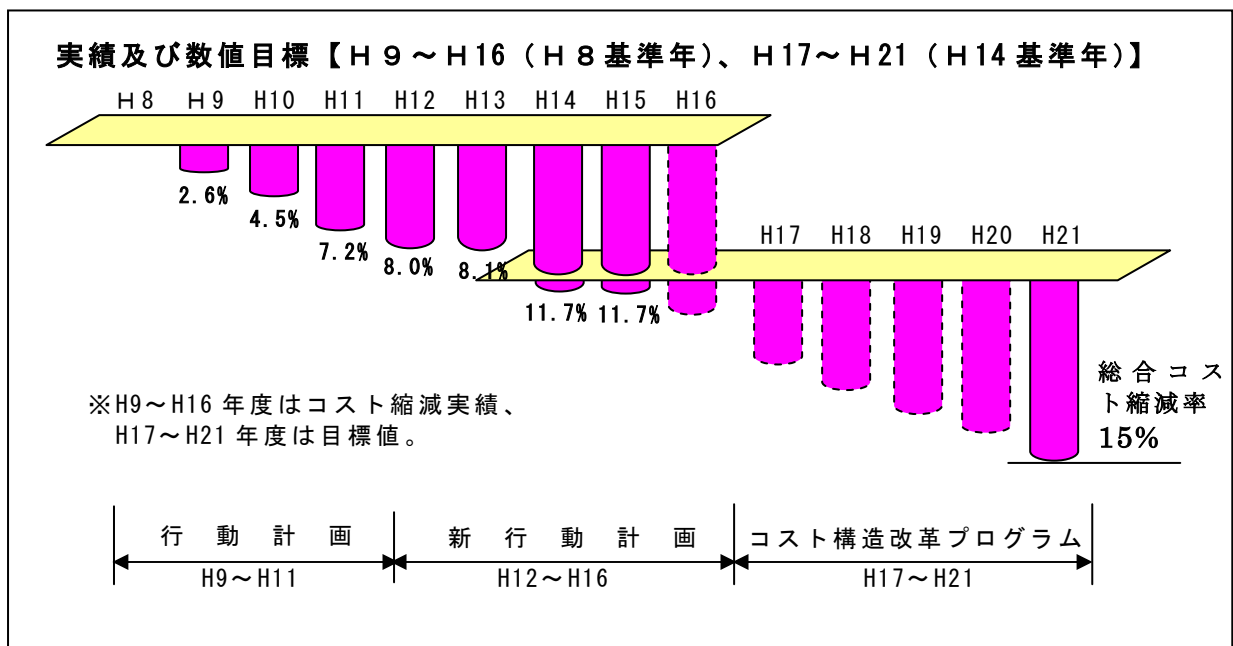
なお、プログラムに示された施策には、その効果が得られるまでに時間を要するものが多く、また具体的に数値を把握することが困難な施策も含まれている。このため、数値目標の対象は数値把握を行える施策とし、数値把握が困難な施策については別途達成評価を行うこととする。

推計にあたっては、施策毎にプログラム対象期間内での実施内容と効果を想定し、可能な範囲で積み上げを行う。

コスト縮減の数値目標

具体的施策	数 値 目 標
総合コスト縮減率	平成21年度 15%

（平成21年度末までに各施策に積極的に取り組み、縮減効果が得られるよう最大限の努力をする。）



コスト縮減実績及び数値目標

5. プログラム実施にあたっての留意点

(1) 機能・品質の確保

公共事業の価格低減を目指すことが、社会資本の本来備えるべき機能・品質を損なうこととなるのでは、コスト縮減の趣旨に反することとなる。

公共事業のコスト縮減については、社会資本が本来備えるべき供用性、利便性、公平性、安全性、耐久性、環境保全、省資源、美観、文化性等の所定の機能や品質を満足させた上で、総合的なコスト縮減を目指すものである。

(2) 不当なしわ寄せの防止

具体的な施策によるコスト縮減の裏付けなしに工事価格のみを下げることによって、下請企業、資材供給者、労働者等一部の関係者が不当なしわ寄せを被るような状態を生起させてはならない。

プログラムの基本的な考え方は、諸施策を総合的かつ持続的に実施し、公共事業を取りまく諸環境を改善し、低コストで適正な機能・品質を持つ目的物を建設できる環境作りを行うことにある。

(3) 不正行為の防止

公共事業の実施にあたっては、入札談合等の不正行為を防止し、公正な競争を確保することが不可欠である。

入札談合の行為は、独占禁止法や刑法に抵触するのみならず、談合により企業間の競争が阻害されることから、入札談合等の不正行為は厳しく排除する。

(4) 関係部局・市町村との連携

公共事業のコスト縮減を図りながら、本県の社会資本を効率的に整備・管理するためには、関係部局の密接な事業連携とともに、市町村の積極的取り組みが必要不可欠である。このため、コスト構造改革に取り組むにあたり、各部局及び市町村との適切な連携を図り、本県全体におけるコスト縮減に努めることとする。

また、市町村における公共事業コスト構造改革を推進するため、市町村との情報交換を継続するとともに、市町村に対する必要な支援を行うこととする。

6. フォローアップ

実施結果の状況を具体的施策毎に評価するため、事業または工事毎に「実施結果調査票」を作成した後、工事実施完了年度末に土木部技術情報室へ提出し、「公共事業コスト構造改革推進委員会」においてコスト縮減の達成について評価を行い、その結果を公表する。

なお、フォローアップは施策毎に前年度の進捗状況やコスト縮減効果等の確認及び評価を行うこととし、コスト縮減効果は総合コスト縮減率を基本に評価する。ただし、貨幣換算が困難な施策については、各施策の特性に応じた指標で評価する。

また、社会情勢の変化等によりプログラムの見直し等が必要な場合には、フォローアップの結果等を踏まえて適宜見直しを行うこととする。

第2 具体的施策

1. プログラムの構成

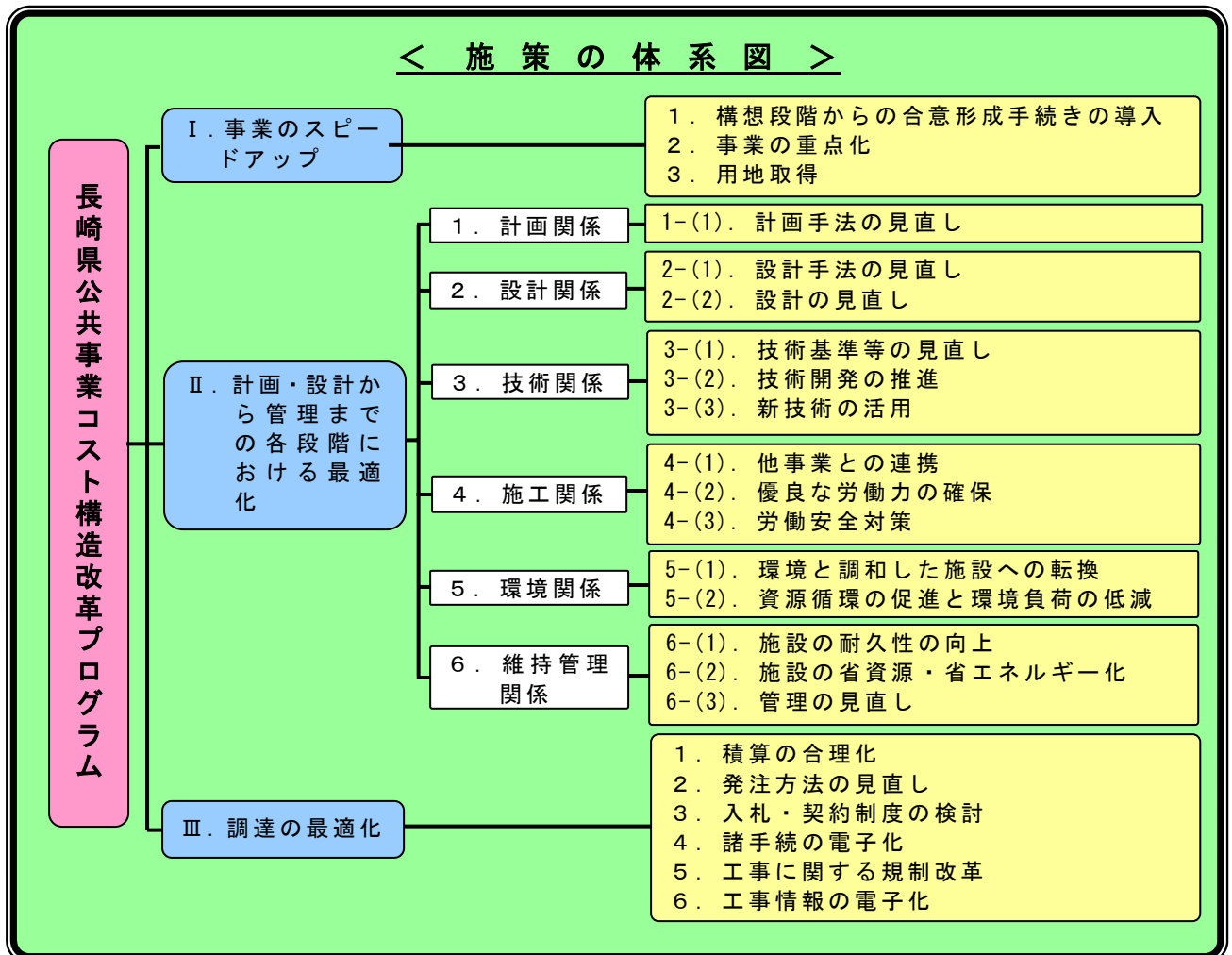
プログラムは、「事業のスピードアップ」、「計画・設計から管理までの各段階における最適化」、「調達の最適化」に関する検討と、これまでのコスト縮減における取り組みの柱である5分野（「工事コストの低減」、「工事の時間的コストの低減」、「施設の品質向上によるライフサイクルコストの低減」、「工事における社会的コストの低減」、「工事の効率性向上による長期的コストの低減」）の見直しを行い、3分野23施策163具体的施策から構成している。

2. 施策の見直しの要点

プログラムの策定にあたり、新行動計画において定めた施策・具体的施策のうち、平成14年度を基準として標準的となったもの、または基準等が廃止になり実施が困難になったものについては実施の対象外としている。また、今回新たに定めた施策は、直ちに実施可能な施策に限定せず、今後試行や関係機関との調整を行ったうえで実施に移行する施策なども提案している。

3. 施策の概要

プログラムにおける各施策の体系は下図のとおりである。



3分野における23の施策の概要は以下のとおりである。

なお、新行動計画の見直しの関連から、施策毎に【新規】、「一部新規」、「一部内容変更」、「継続」の区分を示している。

I. 事業のスピードアップ

事業の迅速化により事業便益の早期発現を可能とすることで便益増加を目指し、便益の増加分に相当する費用を低減させる。また、時間的効率性の向上を図ることにより、事業経費及び事業資金の金利負担を低減させる。

【I-1】構想段階からの合意形成手続きの導入【新規】

事業が円滑にスタートできるように、各事業における構想段階から住民等の合意形成を図るための施策を導入推進することで事業のスピードアップを図る。

(施策事例)

- ・計画段階からの合意形成

(具体事例)

- ・事業の計画段階から住民・有識者・NPO等による合意形成を図る。

【I-2】事業の重点化【一部新規】

事業の重点化・集中化を図り社会資本の効率的整備を推進するため、事業評価を厳格に実施し事業箇所を厳選するとともに、時間管理概念の導入等による徹底した事業の進捗管理を行う。

(施策事例)

- ・事業の重点化・効率化、集中投資による機能の早期発現、事業評価の実施

(具体事例)

- ・事業の実施にあたり、重点的な投資を行う。
- ・工事箇所の集中化により施設の早期完成を促進する

【I-3】用地取得【新規】

公共用地を適正かつ円滑に取得するため地籍調査を促進する。

(施策事例)

- ・地籍調査の促進

(具体事例)

- ・地籍調査を促進するとともに、計画段階から土地情報を把握する。

II. 計画・設計から管理までの各段階における最適化

計画した内容が必要以上に華美や過大なものとなっていないか、適切なサービス水準か、地域の実情にあった最適な設計になっているか、資源の循環利用を行っているか等の視点で計画・設計から管理までの各段階の最適化を図ることにより、工事コストの縮減を図るとともに将来の維持管理費の低減を図る。

II-1 計画関係

【II-1-(1)】計画手法の見直し【一部新規】

事業の実施にあたって、必要以上に華美や過大となっていないか、適切なサービス水準かなどの観点で検討し、必要な施策を講じる。

(施策事例)

- ・地域特性を考慮した基準・計画等の見直し、使用材料・工法の見直し、事業全体計画の見直し、限界状態設計法の検証及び適用、設備容量等の見直し

(具体事例)

- ・地域特性を考慮した基準・計画等の見直しにより、車線数・幅員等を縮小するなどコストの縮減を図る。
- ・施工性、経済性、環境面から使用材料、施工法を見直す。

Ⅱ－２ 設計関係

【Ⅱ－２－(1)】設計手法の見直し〔一部新規〕

コスト縮減の観点から、当該事業箇所において最適となる設計とするため、設計VEの実施や設計段階におけるコスト縮減提案書の作成など、設計の初期段階において構造形式や施工方法等を組織全体で多角的に検討する体制の定着を図る。

また、施工手間を含め総合価格で最小となる設計思想への転換（材料ミニマムから労働量ミニマムへ）の推進と、これを目的に作成した設計マニュアルの普及を図る。

さらに、性能規定の考え方に基づく新しい設計の採用やプレキャスト製品の標準化を進める。

(施策事例)

- ・ケーソン設計の見直し、汎用品の積極活用、使用材料等の標準化
揚土作業時における作業能力の見直し

(具体事例)

- ・ケーソンを非対称で断面計算することにより、鉄筋等の材料費の縮減を図る。
- ・標準設計マニュアルや特記仕様書を作成し、使用する材料の標準化を図る。

【Ⅱ－２－(2)】設計の見直し【新規】

既に設計されている事業等について設計内容の見直しを行い、コスト縮減に配慮した取り組みを推進する。

(施策事例)

- ・設計の総点検、設計レビューの拡充、設計VEの拡充

(具体事例)

- ・「設計の総点検」を行うために点検要領等を作成し、コスト縮減に配慮した設計となっているか検討を行う。
- ・比較的内容が高度または大・中規模程度の施設における設計業務について、設計VE制度の拡充を図る。

Ⅱ－３ 技術関係

【Ⅱ－３－(1)】技術基準等の見直し〔一部新規〕

技術基準等が急速な科学技術の進歩に対応できているか、基準類の運用が画一的なために不経済な設計となっていないか等の観点に立って、技術基準等を継続的に点検し、必要に応じてその見直しを行う。

また、従来の画一的な基準等による施設整備基準を、地域特性を重視したローカル

ルール等による施設整備に移行しコストの縮減を図る。

(施策事例)

- ・ グラウチング技術指針の見直し、性能規定方式の採用、
建物用途や地域の実情にあった規格の設定

(具体事例)

- ・ 性能規定方式を積極的に採用し、多様な材料・構造等を設計に反映する。
・ 建物用途や地域の実情にあったより合理的な計画・設計を推進する。

【Ⅱ－３－(２)】技術開発の推進〔一部新規〕

長期的にコスト縮減につながる技術の開発と、その現場における積極的な採用と評価が一層重要になっている。このため、官民の連携の下、こうした技術の研究開発を進めるほか、民間において開発された新技術について、パイロット事業の実施、情報の提供や情報の交換体制の整備など、新技術を活用し、普及させるための制度を充実し、民間の開発技術の活用・普及を促進する。

(施策事例)

- ・ 切土法面の新技術の活用、新技術を活用・普及するための制度の拡充、
コスト縮減型タイプB分散支承の採用

(具体事例)

- ・ 鋼板が一部省略され、支承の厚さが薄いコスト縮減型の支承を採用することにより、コスト縮減を図る。

【Ⅱ－３－(３)】新技術の活用〔一部内容変更〕

事業の計画・設計段階において「新技術情報提供システム(NETIS)」を積極的に活用し、コストの縮減に配慮した取り組みを推進する。

また、新技術の活用を推進することで工期の短縮を図り、施設の機能の早期発現を図る。

(施策事例)

- ・ 新技術の活用による工期の短縮、新技術の活用による長期的コストの低減

(具体事例)

- ・ 新技術を長期的かつ継続的に活用することによりコスト縮減を図る。

Ⅱ－４ 施工関係

【Ⅱ－４－(１)】他事業との連携〔一部内容変更〕

他部局が実施する事業との連携を図ることで、効率的・効果的に事業を実施するとともに、施設の機能の早期発現を図る。

(施策事例)

- ・ 下水道事業と類似他事業との連携調整の検討、付替道路の他事業との調整

(具体事例)

- ・ 付替道路を他事業と調整し、合併施工等で費用の軽減を図る。

【Ⅱ－４－(２)】優良な労働力の確保〔継続〕

生産技術の進歩、機械化の進展に対応し、「基幹技能者」や「多能工」の育成を継続して行う。また、工事の平準化、高齢化対策、若年労働者確保対策、労働環境の改

善等を通じ、優れた建設技能者の安定確保を図る。

(施策事例)

- ・建設技能者の安定的な確保のための方策

(具体事例)

- ・建設業の人材確保・育成を図るための協議会、建設労働体験セミナー等を通じ、総合的な人材確保方策を実施する。

【Ⅱ－４－(３)】労働安全対策〔継続〕

労働者の安全確保を図るとともに、労働安全対策の効率化を継続的に進めることが必要であり、事業者にも効率的な安全管理の普及を図るとともに、情報提供や安全教育等に対する支援を行う。

(施策事例)

- ・建設業団体に対する安全対策の指導

(具体事例)

- ・建設業団体の有するマニュアルについて再点検、安全チェックリストの作成、指導を行う。

Ⅱ－５ 環境関係

【Ⅱ－５－(１)】環境と調和した施設への転換〔一部新規〕

環境に係るコスト等の縮減の観点から、環境と調和した施設やバリアフリーに対応した施設にする。

(施策事例)

- ・自然を積極的に創出できる工法の採用、庁舎等のグリーン化促進

(具体事例)

- ・庁舎等のグリーン化を促進し、省エネ化を図るとともにLCCO₂を削減する。

【Ⅱ－５－(２)】資源循環の促進と環境負荷の低減〔一部新規〕

建設副産物等のリサイクルの推進、またはバイオマスの堆肥化や刈草のRDF化などにより資源を有効利用することで、資源の有効利用や環境負荷量の低減を図り社会的コストを低減する。

また、工事における環境改善策によって環境負荷の低減を図ることでも社会的コストを低減する。

(施策事例)

- ・建設副産物・建設発生土の利用促進、コンクリート塊の再利用、バイオマスの循環活用の推進

(具体事例)

- ・利用調整ブロック会議の実施、建設発生土情報交換システムの利用により、建設副産物・建設発生土の利用促進を図る。
- ・汚泥、建設発生木材などのバイオマスを堆肥・エネルギーなどに循環活用し、資源の有効利用を図る。

Ⅱ－６ 維持管理関係

【Ⅱ－６－(１)】施設の耐久性の向上〔一部新規〕

既存の公共施設の計画的かつ総合的な維持管理など、ライフサイクルを通じてのコスト縮減の観点から施設の長寿命化を図る。

(施策事例)

- ・耐鋼性鋼材の活用、建築工事における長寿命化・省エネ技術の活用

(具体事例)

- ・耐鋼性鋼材を使用した橋梁の整備を行い、維持管理コストの縮減を図る。
- ・建築工事における長寿命化、省エネ技術の活用によりLCCの低減を図る。

【Ⅱ－６－(２)】施設の省資源・省エネルギー化〔一部新規〕

ライフサイクルを通じてのコスト縮減の観点から、施設の省資源・省エネルギー化を図る。

(施策事例)

- ・省エネルギー型の照明ランプの採用、庁舎等の管理方法の効率化

(具体事例)

- ・道路照明において、省エネルギー型の照明ランプを採用する。
- ・庁舎等の管理方法の効率化により、維持管理費用の縮減を図る。

【Ⅱ－６－(３)】管理の見直し【新規】

社会整備資本の進捗とともに維持管理の重要性が増していることから、低コストの維持管理を実現するための施策を講じることによりコストの縮減を図る。

(施策事例)

- ・地域住民の参画による維持管理の推進、IT等を活用した施設管理等の推進、

(具体事例)

- ・地域住民参加型の施設維持管理を実施することにより、維持管理に係るコストの縮減を図る。

Ⅲ. 調達最適化

発注単位の最適化や入札・契約の見直し、積算等の見直し等の最適化を図ることにより、技術による競争、民間技術力の活用を促進するとともに、積算価格の説明性・市場性の向上を図る。

【Ⅲ－１】積算の合理化〔一部内容変更〕

積算基準の統一、明確化、公開、機動性の向上をさらに図る。また、CALS/E C等の推進に併せて積算に必要な数量データや図面の電子化の拡大を進めるほか、共通仕様書等の電子化と公開により、より多くの関係者の提案を得てこれらを迅速かつ的確に改正できる体制を築く。

(施策事例)

- ・市場単価の導入拡大、歩掛改訂・積算の合理化、

(具体事例)

- ・市場単価を採用可能な工種について積極的に導入してコスト縮減を図る。

【Ⅲ－２】発注方法の見直し〔一部内容変更〕

工事の計画的かつ迅速な発注、適切な工期の設定、債務負担行為の活用等により、公共工事の平準化を引き続き積極的に推進するとともに、中小企業の発注機会の確保に配慮しつつ、適切に発注ロットを設定する。

（施策事例）

- ・工事の計画的かつ迅速な発注の実施、適切な発注ロットの設定推進

（具体事例）

- ・中小建設業者等の受注機会の確保に配慮しつつ、適切な発注ロットでの発注に努める。

【Ⅲ－３】入札・契約制度の検討〔一部新規〕

技術による競争を促し、民間の技術力を活用するため、技術提案を受け付ける入札・契約方式（VE方式、総合評価方式等）など新しい方式を適用する工事の拡大を図るとともに、さらに提案しやすい仕組みへの改善などを進める。また、設計面ではプロポーザル方式の導入を図る。

（施策事例）

- ・民間技術の導入拡大と設計VE制度の拡充、総合評価落札方式の推進、設計施工一括発注方式の推進

（具体事例）

- ・総合評価方式の採用により、民間技術力による競争推進を図る。

【Ⅲ－４】諸手続の電子化〔一部内容変更〕

調査・計画・設計・積算・施工・管理に関する工事関係文書等の標準化・電子化、電子調達システムの導入により工事の効率的な執行を図るとともに、公共事業におけるCALS/ECを進める。

（施策事例）

- ・建設CALS/ECの導入、公共事業のIT化による効率的な工事執行

（具体事例）

- ・電子入札、電子納品、工事執行管理システムを活用し、工事の効率的な執行を行う。

【Ⅲ－５】工事に関する規制改革〔継続〕

工事に関する各種の規制改革の実施を通じて、長期的にコスト縮減を図る。

（施策事例）

- ・資材等の規格・仕様等の標準化及び統一化等、資材の生産・流通の合理化

（具体事例）

- ・資材等の規格・仕様等の標準化、統一化等を推進する。

【Ⅲ－６】工事情報の電子化〔継続〕

工事情報や手続の電子化等による事業の効率化を図るとともに、建設業等における情報通信技術（IT）の利用を拡大し、長期的にコスト縮減を図る。

（施策事例）

- ・技術資料等の授受の電子化、CADデータ交換標準の開発

(具体事例)

- ・入札手続きにおける技術資料等の授受を、電子的手法により行える環境整備を行う。

4. プログラムにおいて取り組むべき重点項目

プログラムの具体的施策一覧表に掲げる施策のうち、コストの縮減を進める上で重要な施策及び今後重点的に取り組むべき施策については、実施目標年度を定め積極的にコストの縮減に取り組むこととする。

なお、以下に定める重点項目の実施年度及び施策はあくまで当初目標であり、諸条件の変化等に合わせて実施年度及び施策内容の見直しを適宜行うこととする。

また、発注者による重点項目の取り組みを支援するため、公共事業コスト構造改革推進委員会等において進行管理を行っていく。

(1) 「新行動計画」から引き続き重点的に実施すべき施策

- 計画手法の見直し【地域の個性を考慮した見直し、使用材料・工法の見直しなど】
(施策番号7～15)
- 設計方法の見直し【現場条件を考慮した見直し、排水工の構造検討、建設機械船舶の効率的運用など】(施策番号16～43)
- 技術基準等の見直し【公共施設等に係る技術的な基準・標準の見直し検討など】
(施策番号47～66)
- 資源循環の促進と環境負荷の低減【発生材の再資源化や再利用の促進など】(施策番号98～111)

(2) 構想段階からの合意形成手続きの導入(平成17年度)

- 計画段階からの合意形成(施策番号1)
事業の計画段階から地元等との協議をスムーズに行うため、可能な事業においてPI等を積極的に導入することで、事業実施のスピード化を図る。

(3) 管理の見直しI(平成17年度)

- 地域住民の参画による維持管理の推進(施策番号125)
道路・河川等の維持について、地元ボランティア等の協力により維持管理ができる環境整備を行う。

(4) 設計の見直し(平成18年度)

- 設計の総点検の実施(施策番号44)
平成16年度に本庁が主体となって試行している「設計の見直し点検」(5件実施)をもとに、設計の総点検を行うための点検要領やチェックポイント等を作成し、平成17年度後半に地方機関を主体とした体制で試行的に実施し、平成18年度以降に本格的に実施する。

さらに、コスト縮減上効果が大きいとされる概略設計業務等について、適正な対価の設定などを含め、コスト縮減に配慮した設計を進めるための環境整備に向けて検討を行う。

(5) 管理の見直しⅡ（平成18年度）

○管理方法の効率化（施策番号112～129）

今後、改修・取替が必要となってくる橋梁・道路・ダム管理設備等において、取替主導の工事实施ではなく、塗装の塗り替え等による構造物の長寿命化や管理業務内容の見直しを図る。

(6) 諸手続の電子化（平成19年度）

○建設CALS／ECの導入（施策番号151）

平成19年度に本格始動を予定している建設CALS／ECについて環境整備を進め、電子入札・調達の促進により業務の効率化を図る。

(7) 入札・契約制度等（平成17年度より可能なものから実施）

○業務におけるプロポーザル方式の導入及び適用拡大（施策番号146）

コスト縮減の促進のため、設計業務等において、発注者・受注者双方の負担が少なく、技術者の経験や地域実績等を重視した「技術者評価型プロポーザル方式」について導入検討を行い、適用拡大を図る。（平成17年度前半より検討）

○工事における総合評価落札方式の推進（施策番号149）

総合評価落札方式の適用拡大により、民間の技術力による競争推進を図る。

○設計業務等における技術力評価等の充実（施策番号150）

設計業務等に関する業務成績評定の改善を図るとともに、コスト縮減等に関する担当職員及び設計会社等の功労者表彰制度の検討も含めて充実を図る。（平成17年度より検討）

○コスト縮減の成果等に関する情報の共有化（施策番号160）

コスト縮減上有効な県内・外の事例集の充実等を含めて情報の共有化を図る。

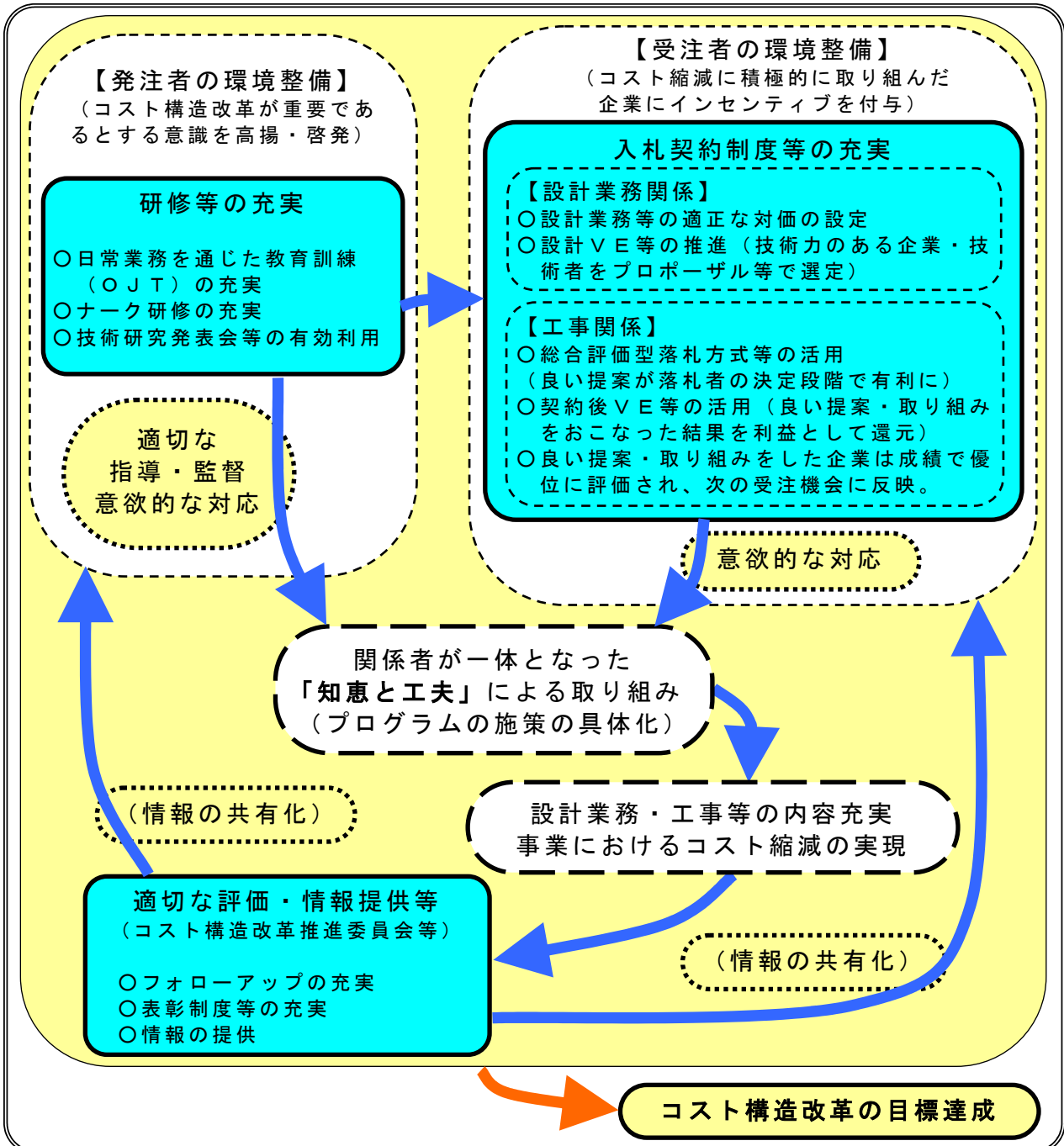
5. コスト構造改革の取り組みを促進する仕組みの充実

本県の厳しい財政状況のもと、長崎県長期総合計画（2001～2010）に示された徹底した経費の削減と効率的な事業の執行に向けて、長崎県行政システム改革大綱では、「事務事業の徹底した見直しと財源の重点配分」において、コスト縮減を含めた公共事業の見直しを掲げている。

この要請のもと、民間企業等がしわ寄せを被ることなく、できる限り少ないコストで、地域の個性を活かした効果の高い事業の整備・管理を実現していくことは、本県における公共事業の発注者に求められる本来的な使命である。

この使命を再認識し、民間企業を含めた事業の関係者が一体となって、「知恵」と「工夫」によりコスト構造改革に取り組んでいく意識の向上を目指して、発注機関担当者に

対する研修等の充実、受注者の技術力を引き出す入札契約制度の充実、各種取り組みの公共事業コスト構造改革推進委員会等による適切な評価、表彰制度の活用など、コスト構造改革の積極的・主体的な取り組みを促進し、盛り上げていく仕組みの充実を図る。



コスト構造改革の取り組みを促進する仕組みの充実 (概念図)

長崎県公共事業コスト構造改革プログラム
具体的施策一覧表

施策の概要

分野	施策名	具体策	施策の内容
<p>I. 事業のスピードアップ</p>	<p>1. 構想段階からの合意形成手続きの導入</p> <p>2. 事業の重点化</p> <p>3. 用地取得</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><具体策欄の凡例></p> <p>○：継続 □：一部内容変更 ◎：新規</p> </div> <p>◎1 計画段階からの合意形成</p> <p>○2 事業の重点化・効率化を図りつつ、計画的な整備を行う。</p> <p>□3 集中投資による機能の早期発現</p> <p>◎4 事業評価の厳格な実施</p> <p>◎5 公共事業の合理的な再配分</p> <p>◎6 地籍調査の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の計画段階から住民・有識者・NPO等による合意形成を図る。 ・ 事業の実施にあたり、重点的な投資を行う。早期実現が図られるよう努力するとともに、併せて計画的な整備を図るよう努める。 ・ 工事箇所の集中化により施設の早期完成を促進することで、施設の事業便益を早期に図る。 ・ 公共事業の事後評価を実施し、事業評価体制を強化する。 ・ 「公共事業の重点化の基本方針」に基づき、事業箇所の選択による集中化を推進する。 ・ 地籍調査を促進するとともに、計画段階から土地情報を把握する。
	<p>II. 計画・設計から管理までの各段階における最適化</p>	<p>1. 計画関係</p> <p>(1)計画手法の見直し</p>	<p>○7 使用材料、工法の見直し</p> <p>◎8 事業全体計画の見直し</p> <p>□9 地域特性を考慮した基準・計画等の見直し</p> <p>○10 整地計画の見直し</p> <p>○11 公共住宅設計計画指針の見直し</p> <p>◎12 限界状態設計法の検証および適用</p> <p>◎13 設備スペースの削減</p> <p>◎14 設備容量等の見直し</p> <p>◎15 透過型砂防えん堤の設置</p>

分野	施策名	具体策	施策の内容
Ⅱ. 計画・設計から管理までの各段階における最適化	2. 設計関係	○16 生産性の向上、省人化・省力化を図るための、コンクリート2次製品の積極的な活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリート2次製品設計・積算合理化検討委員会で検討され、施工単価として導入された製品及び大型化・長尺化コンクリート2次製品の積極的な活用を図り普及させる。
		□17 既存樹木等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植栽計画において、既存樹木等を保存・移植により活用することでコストを下げる。
		○18 管理設備の仕様の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理設備について汎用品の利用促進、標準仕様の構築を行う。
		□19 排水工の構造検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水工の構造を再検討し、コストの縮減を図る。
		○20 大型排水路のプレキャスト化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場打ちのカルバート、用排水路擁壁等の大型構造物のプレキャスト化を推進するとともに、その活用に努める。
		○21 護岸工の設計方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 護岸工、基礎工等の規格・タイプ等を変更し、経済性の向上を図る。
		○22 ダム管理施設の共用化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理施設の共用化を検討し、施設の有効利用を図る。
		○23 施工年における防波堤の堤頭部処理の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確率波による設計及び摩擦増大マットの使用による消波ブロックの仮置の廃止。
		○24 摩擦増大マットの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防波堤等の設計において、摩擦増大マットの活用により断面幅を小さくし、経費の縮減を図る。
		◎25 蓋ブロックの変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直立消波ブロック上の蓋ブロックを捨て型枠に変更する。
		○26 軟弱地盤改良工法における改良率の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ S. C. P工法の改良率を低減することにより経費の低減を図る。
		○27 軟弱地盤改良工法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急速施工に対応し地盤改良工法、置換工法等を行っていたが、緩速施工（圧密沈下観測）することにより地盤改良の経費の縮減を図る。
		○28 浮棧橋設計の標準化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浮棧橋等を標準化することにより、設計費の縮減を図る。
◎29 ケーソン設計の見直し（ケーソン非対称化）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケーソンを非対称で断面計算することにより、鉄筋等の材料費の縮減を図る。 		
◎30 高性能防舷材の採用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高性能防舷材の採用により、防舷材単価の低減を図る。 		
○31 棧橋等の鋼管杭の根入れの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浮棧橋の鋼管杭の岩盤への根入れを低減することによりコストの低減を図る。 		
○32 特定利用斜面の整備事業の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急傾斜地崩壊対策事業と市町村事業等が費用負担して切土工法を採用することにより、急傾斜地崩壊対策事業の負担を軽減する。 ・ 当事業のPRを引き続き行う。 		

分野	施策名	具体策	施策の内容
Ⅱ. 計画・設計から管理までの各段階における最適化	2. 設計関係 (1)設計方法の見直し	<p>◎33 現場打法枠工の構造の改良</p> <p>□34 高層建築物についてRC造の積極的な採用</p> <p>○35 住宅規模の見直し</p> <p>◎36 汎用品の積極活用</p> <p>○37 地山に沿った線形の検討</p> <p>○38 標準とする平面プランの採用</p> <p>○39 住宅部品の標準化</p> <p>○40 建設機械船舶の効率的運用</p> <p>◎41 揚土作業時における作業能力の見直し</p> <p>◎42 使用材料等の標準化</p> <p>○43 公営住宅建設における標準設計の採用の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来の筋掘を廃止し、梁断面を統一することにより、工事コスト縮減と工期の短縮を図る。 ・ 高層建築物について、主要構造をRC造の採用が可能となるような検討を設計で行う。 ・ 既存団地の建替事業において、入居者の世帯構成等の調査を行い、一般世帯向け住宅と別に小世帯向け住宅を供給し、コストの縮減を図る。 ・ 建築工事において、汎用品を可能な限り採用する設計に見直す。 ・ 林道走行の快適性及び迅速性を重視して設計していたが、平面・縦断線形を検討してコストの縮減を図る。 ・ 県営住宅の標準とする間取りを2～3タイプ決め、今後はこの組合せにより設計を行う。 ・ これまで個別設計で行っていて、団地によりまちまちであった住宅部品の統一化を図る。 ・ 同一区域内事業間において工期を調整し、主要建設機械船舶を共用する。 ・ 揚土作業時の作業能力の「N値・状態」を1ランク下げる。 ・ 標準設計マニュアルや特記仕様書を作成し、使用する材料の標準化を図る。 ・ これまでの個別設計から、標準設計へと設計業務の合理化を図る。
	(2)設計の見直し	<p>◎44 設計の総点検</p> <p>◎45 設計レビューの拡充</p> <p>◎46 設計VEの拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「設計の総点検」を行うために点検要領やチェックポイント等を作成し、コスト縮減に配慮した設計となっているか検討を行う。 ・ コスト縮減に配慮した設計を進めるための共通仕様書の改訂とともに、特記仕様書の作成を行う。 ・ 設計レビューを拡充し、適正な設計になっているかの検証を行う。 ・ 比較的内容が高度又は大・中規模程度の施設における設計業務について、設計内容の見直しを図るなど、設計VE制度の拡充を図る。
	3. 技術関係 (1)技術基準等の見直し	<p>□47 杭打工の鋼管材料の検討</p> <p>□48 コンクリート2次製品の規格化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鋼管材料を高強度鋼に変更。 ・ 工法及び使用機械の見直しによりコストの縮減を図る。 ・ コンクリート2次製品の普及に向け、構造規格の研究開発を検討することで構造物のプレキャスト化に関する技術の基準化を推進する。

分野	施策名	具体策	施策の内容
Ⅱ 計画・設計から管理までの各段階における最適化	3 技術関係	○49 マンホール設置・構造基準等の改定	<ul style="list-style-type: none"> マンホールの設置間隔は、管渠口径により標準的な距離が決められているが、維持管理技術の進歩を考慮し、設置基準の改定等の技術的検討を踏まえた普及促進、マンホールの小型化、組み立てマンホールの基準等を検討する。
		◎50 路肩構造物設置基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 基準の見直しにより幅員の縮小を図る。
		○51 河川関係技術基準類の改訂	<ul style="list-style-type: none"> 河川関係技術基準類の改訂を実施する。
		○52 流木・塵芥処理対策指針の検討	<ul style="list-style-type: none"> 流木・塵芥処理対策指針の検討を行う。
		◎53 グラウチング技術指針の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 改良目標、改良範囲がダム規模、地質等に係わらず一律であったものを、ダム別に設定できるように基準を見直すことでコストの縮減を図る。
		□54 砂防ダムの材料の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 現地の転石等を用いた試験施工の実施と検証を行い、砂防ダムの築造や間詰工等に積極的活用を図る。
		◎55 方塊式断面における方塊のほぞの安定計算への考慮	<ul style="list-style-type: none"> 方塊のほぞを安定計算へ考慮することにより、摩擦力を増加させてコンクリート断面の縮減を図る。
		◎56 地盤改良工法のC. C. P工法以外の工法の検討	<ul style="list-style-type: none"> 地盤改良工法のC. C. P以外の工法を検討することで事業損失の低減を図る。
		◎57 エプロン舗装の構造設計の見直し（漁港のみ）	<ul style="list-style-type: none"> エプロン舗装上の交通量により構造設計することで、従来の舗装厚の低減を図る。
		○58 官庁施設のストックマネジメント技術の確立	<ul style="list-style-type: none"> 官庁施設のストックマネジメント技術に基づく効率的な改修計画手法を確立する。
□59 公共施設等に係る技術的な基準・標準を見直し検討	<ul style="list-style-type: none"> 園路・広場の舗装や雨水排水施設等の設計に関する基準、標準について適切に見直しを図る。 歩行者、自転車用園路について、簡易な舗装構成、幅員等に係る標準基準を作成。 雨水排水構造物についての設計基準（降雨強度、流出係数等）見直し。 ベンチ、遊具等の小工作物等の基礎の小型化 畑地灌漑管水路の水利計算手法開発に伴う口径の検討により、コストの縮減を図る。 		
◎60 治山ダム放水路断面の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 放水路断面の余裕高を見直すことによりコストの縮減を図る。 		
◎61 流路工断面の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 流路工断面の余裕高を見直すことによりコストの縮減を図る。 		
○62 橋梁の技術基準類の改訂	<ul style="list-style-type: none"> 橋梁技術基準の性能規定化を図り、新技術の導入を図る。 		
◎63 性能規定方式の採用	<ul style="list-style-type: none"> 性能規定方式を積極的に採用し、多様な材料・構造等を設計に反映する。 		

分野	施策名	具体策	施策の内容
Ⅱ. 計画・設計から管理までの各段階における最適化	3. 技術関係 (1) 技術基準等の見直し	<input type="checkbox"/> 64 公営住宅等整備基準等の見直し <input type="checkbox"/> 65 電気設備工事及び機械設備工事標準図の各省庁間での共通化 <input checked="" type="checkbox"/> 66 建物用途や地域の実情にあった規格の設定	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅等整備基準に即し、本県の実態に沿った性能基準を導入する。 公共建築工事標準仕様書を踏まえた電気設備工事及び機械設備工事標準図について各省庁間での共通化を実施する。 建物用途や地域の実情にあったより合理的な計画・設計を推進するため、技術基準の弾力的運用、設定を行う。
	(2) 技術開発の推進	<input type="checkbox"/> 67 切土法面の新技術の活用 <input type="checkbox"/> 68 新技術を活用、普及するための制度の拡充 <input type="checkbox"/> 69 高盛土箇所に新技術の活用 <input checked="" type="checkbox"/> 70 コスト縮減型タイプB分散支承の採用 <input type="checkbox"/> 71 プレキャスト擁壁の使用 <input type="checkbox"/> 72 河川トンネルにおける新技術の活用	<ul style="list-style-type: none"> 厚層基材吹付による法面緑化に代わる工法を採用すると共に、設計方法の見直しも図る。(植生袋付マット等の採用) 国土交通省の「新技術情報提供システム」(NETIS)を活用し、新技術・新工法の普及を図る。 通常、現場打コンクリートで施工している擁壁工を二次製品化することにより工費の縮減を図る。 河川トンネルにおける新技術の活用及び試験施工を実施する。 従来型に対し、鋼板が一部省略され支承の厚さが薄いコスト縮減型の支承を採用することにより、コストの縮減を図る。 従来、高盛土部の土留めに擁壁等を計画しているが、工法の見直しを行い、補強土工法等の新技術を採用しコストの縮減を図る。
	(3) 新技術の活用	<input type="checkbox"/> 73 新技術の活用による工期の短縮 <input type="checkbox"/> 74 建設工事における新技術の活用により長期的にコストを低減 <input type="checkbox"/> 75 技術提案を受け付ける入札・契約方式を採用した工事を実施し、新技術を活用 <input type="checkbox"/> 76 下水道事業と類似他事業との連携調整の検討	<ul style="list-style-type: none"> 新技術の活用による工期の短縮を図る。 新技術を長期的かつ継続的に活用することにより、コストの縮減を図る。 技術提案を受け付ける入札・契約方式を採用し、新技術を活用する。 類似他事業を公共下水道へ積極的に接続し、処理場建設のコストの縮減を図る。 近接する市町村間で計画・調整を行い、複数市町村で処理場を共有する。 他事業の市町村との調整による管水路を同時に併設し、コストの縮減を図る。

分野	施策名	具体策	施策の内容
Ⅱ. 計画・設計から管理までの各段階における最適化	4. 施工関係	<p>(1)他事業との連携</p> <p>□77 治山事業と海岸事業との連携により、効率的・効果的な「自然豊かな海と森の整備対策事業(白砂青松の創出)」の実施を推進</p> <p>○78 漁港整備事業と連携した沿岸漁業整備開発事業の推進</p> <p>○79 付替道路の他事業との調整</p> <p>○80 連絡調整システムの整備</p> <p>○81 文化財調査における公共事業部局と文化財保護部局との連絡調整の緊密化等を通じた工事着手の早期化</p> <p>○82 他事業との連携による機能の早期発現</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白砂青松が失われつつある海岸において、農林水産省（構造改善局、水産庁）、国土交通省所管の海岸事業及び林野庁所管の治山事業の事業を連携することにより、コスト縮減を含む効率的な施設計画、区域の変更及び施設の転用等の合理的な調整等、効率的・効果的な事業実施を図り、自然豊かな利用しやすい海岸環境を創出する。 ・ 漁港整備事業と沿岸漁業整備開発事業との連携により、効果的・効率的な事業の実施を推進する。(漁港事業で不要になった消波ブロックを利用し、漁礁の造成を実施する。) ・ 付替道路を他事業と調整し、合併施工等で費用の縮減を図る。 ・ 工事発注部局との連絡調整会議を設置検討する。 ・ 工事発注部局と文化課の間で、工事の年度計画に基づき範囲・期間等についても調整を行う。 ・ 文化財調査における公共事業部局と文化財保護部局との連絡調整の緊密化等を通じた工事着手の早期化を図る。 ・ 他事業との連携を推進し、機能の早期発現を図る。
	(2)優良な労働力の確保	○83 建設技能者の安定的な確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎県雇用促進センター及び関係団体と連携し、建設業の人材確保・育成を図るための協議会、建設労働体験セミナー等を通じ、総合的な人材確保方策を実施する。
	(3)労働安全対策	<p>○84 建設業団体に対する安全対策の指導</p> <p>○85 労働者及び第三者の安全確保のための現場における安全対策活動の実施及び支援の充実</p> <p>○86 建設事故に対する行政処分基準の明確化及び安全優良企業評価の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業団体の有するマニュアルについて再点検、安全チェックリストの作成、指導を行う。 ・ 工事安全意識の高揚の一環としての下請けが参加した安全大会、安全パトロール、現場研修会の実施や、発注者及び請負者をメンバーとした工事安全協議会を設置することにより、事故防止にかかる知識の習得、安全喚起等を実施する。 ・ 建設事故に対する行政処分基準の見直しと明確化及び安全優良企業に関する評価のあり方を検討し、経営事項審査において、工事安全成績を評価する。

分野	施策名	具体策	施策の内容
Ⅱ. 計画・設計から管理までの各段階における最適化	5. 環境関係	(1)環境と調和した施設への転換	<p>○87 コンクリートに代わる工法による施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリートに代わる材料を使用することでセメント量を減らし、さらにコンクリートに代わる工法として緑化が出来る工法の採用を推進する。 <p>○88 植生・緑化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 植生、緑化可能な構造物等の整備を図る。 <p>○89 自然を積極的に創出できる工法を採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各構造物計画・設計の基準となっている構造令、指針等に自然回復が可能な施設を整備する上での設置要領等を盛り込む。また、これまでの多自然型護岸工法等による施設整備をさらに推進する。 <p>○90 低騒音舗装の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺環境に配慮した低騒音舗装を実施する。 <p>○91 CS（顧客満足度）手法の検討・導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CS手法の導入により顧客満足度を把握し、費用対効果の高い効率的な官庁施設整備の手法を検討し、事業の実施過程に導入する。 <p>○92 バリアフリー施設の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造令等の各種基準及び技術指針等の改訂を行い、年齢等を問わない全ての人に優しい社会資本整備を促進する。 <p>◎93 防護柵設置基準の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準の見直しにより、色彩等に配慮した適正な設置を行う。 <p>○94 親水性護岸の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の住民が水辺に近づいたり、子供たちが水辺で遊んだり出来るようにするための親水性護岸の設置を図る。 <p>○95 階段室型共同住宅における低コストエレベーターの採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存公営住宅のストックの高齢者向け改善に際し、既存の階段室型中層共同住宅について、低コストでコンパクトなエレベーターの設置を推進する。 <p>◎96 庁舎等のグリーン化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎等のグリーン化を推進し、省エネ化を図るとともにLCCO₂を削減する。 <p>◎97 透過型砂防えん堤の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地条件が整えば、小動物の縦断的移動が可能である透過型えん堤の設置を図る。
		(2)資源循環の促進と環境負荷の低減	<p>□98 建設副産物・建設発生土の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用調整ブロック会議の実施、建設発生土情報交換システムの利用により、建設副産物・建設発生土の利用促進を図る。 <p>○99 残土処理の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土工計画の見直しや現場外捨土の現場内流用等への有効利用により、場外への残土処理を減少させることでコストの縮減を図る。 ・ 堤内の泥土を浚渫し、堤体にリサイクルし溜池改修の効率化を図る。 <p>○100 発生材の再資源化や再利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勢定枝や落葉、刈芝の堆肥化等、園内発生材の再資源化や再利用を推進する。 ・ 現場発生石材を水路護岸、土留工等に利用することでコストの縮減を図る。 <p>◎101 コンクリート塊の再利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリート塊を現場で機械破碎し、捨石・砕石等として利用促進を図る。

分野	施 策 名	具 体 策	施 策 の 内 容
Ⅱ. 計画・設計から管理までの各段階における最適化	5. 環境関係	<p>(2)資源循環の促進と環境負荷の低減</p> <p>◎102 貝殻等水産系副産物の再利用</p> <p>◎103 溶融スラグの再利用</p> <p>□104 下水道汚泥の資材化の推進及び工事等における再生資源の積極的な活用</p> <p>□105 仮設材等の現場間流用</p> <p>□106 建設副産物の発生抑制の推進</p> <p>◎107 バイオマスの循環活用の推進</p> <p>◎108 草刈有効活用システムの利用</p> <p>◎109 現場発生材料情報の電子化</p> <p>◎110 環境コストの数値化による環境負荷の縮減</p> <p>◎111 地球温暖化の防止(地球温暖化防止森林吸収源10ヶ年対策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貝殻等水産系副産物を再生処理した製品を活用する。 ・ 溶融スラグを含有した高性能等水性舗装を実施することにより、焼却灰溶融スラグを資源として再利用する。 また、透水性舗装を採用することで表面温度を低減し、都市部のヒートアイランド現象を抑制することで環境負荷を低減する。 ・ 下水道汚泥の資材化(透水平板・透水レンガ等)を推進するとともに、工事などにおいて再生資源の積極的な活用を図る。 ・ 前工事で使用済み仮設材(工事中用仮橋、浮標灯等)を別件工事に流用し、コストの縮減を図る。 ・ 建設副産物の発生抑制を図る。 ・ 汚泥、建設発生木材などのバイオマスを堆肥・エネルギーなどに循環利用し、資源の有効活用を図る。 ・ 国が技術開発を検討している「刈草の有効活用システム」(固形燃料をPDF化し、燃料・建設資材に活用)等を活用し、処分コストの縮減を図る。 ・ 工事に伴い現場から発生する材料の情報を電子化し、リサイクルの促進を図る。 ・ 環境コスト(投資効果)を数値化し、新エネルギーを活用した技術・設備の導入により、環境負荷の低減を図る。 ・ 地球温暖化防止を図るため、材料製造過程においてエネルギー消費の少ない地域材の利用を促進する。
	6. 維持管理関係	<p>(1)施設の耐久性の向上</p> <p>○112 コンクリートの長寿命化</p> <p>○113 長寿命防食構造物の採用</p> <p>◎114 耐候性鋼材の活用</p> <p>○115 ライフサイクルコスト低減技術を導入した橋梁を採用</p> <p>○116 公営住宅ストックの有効活用</p> <p>◎117 建築工事における長寿命化、省エネ技術の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長寿命化コンクリート構造物への転換を図る。 ・ 従来と比較して、長寿命が図れる防食技術を採用する。 ・ 耐候性鋼材を使用した橋梁の整備を行い、維持管理コストの縮減を図る。 ・ ライフサイクルコスト低減技術を導入した橋梁を採用する。 ・ 公営住宅ストック総合活用計画策定及び策定改善手法に基づく計画的な建替・改善を推進する。 ・ 建築工事における長寿命化、省エネ技術の活用によりLCCの縮減を図る。

分野	施策名	具体策	施策の内容
Ⅱ. 計画・設計から管理までの各段階における最適化	6. 維持管理関係	(2) 施設の省資源・省エネルギー化 ○118 省エネルギー型の照明ランプの採用 □119 施設の維持管理費の低減を図る技術の導入 ○120 電力需給契約の適性化について保全指導 □121 光ファイバー網の整備による維持管理の効率化 ○122 機械設備の維持管理高度化 ◎123 庁舎等の管理方法の効率化 ◎124 庁舎等の光熱水量の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路照明において、省エネルギー型の照明ランプを採用する。 ・ 施設における維持管理費の低減を図るため、エネルギー効率の向上や資源の再利用に資する照明制御、太陽光発電、蓄熱式空調、雨水利用等の整備を導入する。 ・ 公共施設のライフサイクルコストを低減するため、電力需給契約の適正化について保全指導を行う。 ・ 光ファイバー網を整備することにより高速情報提供を実現し、維持管理の効率化・合理化等を図る。 ・ 河川・道路等機械設備の遠隔操作化、集中管理化、運転手法の改善を実施する。 ・ 庁舎等の管理方法の効率化により、維持管理費用の縮減を図る。 ・ 庁舎等の高熱水量の低減を図ることによりLCCを削減する。
	(3) 管理の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ◎125 地域住民の参画による維持管理の推進 ◎126 ITを活用した施設管理等の推進 ◎127 地域の実情に応じた管理水準の検討 ◎128 ライフサイクルコストを考慮した計画的な維持管理の実施 ◎129 既存ストックを有効活用した適正な管理の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民参加型の施設維持管理を実施することにより、維持管理に係るコストの縮減を図る。 ・ 管理の効率化と管理制度の向上のため、IT(情報技術)を施設管理や防災対策に導入する。 ・ 地域の実情に応じた管理水準を定めることにより、適切な維持管理の実施をしてコストの縮減を図る。 ・ 管理におけるアセットマネジメントシステムを構築、運用することにより、計画的な維持管理を実施する。 ・ 既存ストックを有効活用することで適正な管理を推進し、新設・更新費を低減するとともに、早期の効果発現を図る。
Ⅲ. 調達の最適化	1. 積算の合理化	<ul style="list-style-type: none"> ○134 積算に使用する数量データや図面等の電子化を推進 ○135 河川・道路関係機械設備工事の積算合理化、統一、公開 ○136 捨石の投入指示手間及び捨石均しの見直し ○137 公共住宅積算における市場単価の採用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積算用の数量データ、図面等の標準化、電子納品化を拡大する。 ・ 河川ポンプ・ゲート、トンネル換気、道路排水等機械設備工事の積算合理化、簡素化を進める他、関係省庁、公団等との連携、統一化を図る。 ・ 実態調査を行い、投入指示手間及び捨石均しの効率化を図る。 ・ 公営住宅等の積算において、市場単価を適宜採用する。

分野	施策名	具体策	施策の内容
Ⅲ 調達の最適化	1. 積算の合理化	<input type="checkbox"/> 138 公共住宅建設工事共通仕様書・積算基準書等の見直し <input type="checkbox"/> 139 改修工事積算基準の整備公開 <input type="checkbox"/> 140 建築工事内訳書標準書式等の整備公開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共住宅建設工事共通仕様書・積算基準書等について新材料・新工法に対応した内容とすべく改定する。 ・ 建築工事における改修工事積算基準の整備及び公開を図る。 ・ 建築工事における工事内訳書の標準書式等の整備及び公開を図る。
	2. 発注方法の見直し	<input type="checkbox"/> 141 工事の計画的かつ迅速な発注を実施 <input type="checkbox"/> 142 工期の設定の改善や竣工時期の調整を実施 <input type="checkbox"/> 143 工事の施工状況を踏まえた債務負担行為等による円滑な事業の実施 <input type="checkbox"/> 144 工事発注等の技術支援体制の充実 <input type="checkbox"/> 145 適切な発注ロットの設定を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事発注部局で、公共工事の平準化を念頭においた計画的かつ迅速な発注を行う。 ・ 工事発注部局において、工期の設定の改善や竣工時期の調整を実施する。 ・ 債務負担行為の的確な運用により、適正工期の確保を図る。 ・ 補助事業等について工事の施工状況を踏まえた債務負担行為等の積極的かつ計画的な活用を図る。 ・ 債務負担行為・繰越手続きの簡素化を図る。 ・ 市町村工事の設計積算支援及び工事管理・工事材料の試験を行う。 ・ 中小建設業者等の受注機会の確保に配慮しつつ、適切な発注ロットでの発注に努める。
	3. 入札・契約制度検討	<input type="checkbox"/> 146 プロポーザル方式の導入及び適用拡大 <input type="checkbox"/> 147 民間技術の導入拡大とVE制度の拡充 <input type="checkbox"/> 148 設計・施工一括発注方式(デザインビルド(DB)方式)の推進 <input checked="" type="checkbox"/> 149 総合評価落札方式の推進 <input checked="" type="checkbox"/> 150 技術力を評価する環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託業務において、民間から技術提案を受けるプロポーザル方式の導入及び適用の拡大を図る。 ・ 工事における技術革新の著しい分野等において、民間からの技術提案を受け付ける入札・契約方式(VE方式)の導入促進を図る。 ・ 標準仕様書の性能規定化により民間技術の導入拡大を図る。 ・ 設計・施工難度の高い工事を対象に、DB方式による入札・契約を推進し、設計から施工まで一環した契約方式によりコスト縮減、品質の確保、工期短縮等を図る。 ・ 工事における総合評価落札方式の採用により、民間の技術力による競争推進を図る。 ・ 優れた企業による競争を促進するため、企業の技術力を適正に評価し、業者選定に技術力を評価する環境を整備する。
	4. 諸手続の電子化	<input type="checkbox"/> 151 建設CALS/ECの導入 <input type="checkbox"/> 152 公共事業のIT化による効率的な工事執行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設CALS/ECの導入を促進する。 ・ 電子入札、電子納品、工事執行管理システムを活用し、工事の効率的な執行を行う。

分野	施策名	具体策	施策の内容
Ⅲ 調達の最適化	5. 工事情報の電子化	<p>○153 工事関係書類等の統一化・電子化</p> <p>○154 CADデータ交換標準の開発</p> <p>○155 技術資料等の授受の電子化</p> <p>○156 工事へのプロジェクトマネジメント手法の適用</p> <p>○157 建設ICカードの活用による現場事務の合理化</p> <p>○158 情報化施工の推進</p> <p>○159 工事標準図の電子化</p> <p>○160 コスト縮減の成果のデータベース化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事関係書類の統一化・電子化を行う。 ・ 「デジタル写真管理情報基準（案）、土木設計業務等の電子納品要領（案）工事完成図書の電子納品要領（案）、CAD製図基準（案）、地質調査資料整理要領（案）」を策定し、現場で適用する。 ・ 異なるCAD同士のデータ交換を可能とするシステムを開発する。 ・ 3次元CADデータ交換を可能とするシステムを開発することにより情報の連携、自動積算、高度な維持管理を可能とする。 ・ 入札手続における技術資料等の授受を、電子的手法により行える環境整備を行う。 ・ 工事におけるコスト、品質、時間等に関する要素を、客観的に評価するプロジェクト・マネジメント手法の導入により、最適な判断を支援する。 ・ 建設現場における労働者の就労実態や資格等についての個人情報を共通のICカードで電子化することにより、現場事務の合理化等を図る。 ・ 電子情報を活用した施工技術の導入を図る。 ・ 建築工事標準図の平成13年度の改訂に併せ、CADデータ化を実施し、設計図書作成のCAD化に対応する。 ・ コスト縮減の成果をデータベース化し、コスト縮減に関する情報の共有化と事務の効率化を図る。
	6. 工事に関する規制改革	<p>○161 資材の生産・流通の合理化</p> <p>○162 品質検査等の簡素化</p> <p>○163 資材等の規格・仕様等の標準化、統一化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資材の生産・流通の合理化を図る。 ・ 品質検査等の簡素化を図る。 ・ 資材等の規格・仕様等の標準化、統一化等を推進する。

発行 長崎県土木部技術情報室
〒850-8570 長崎市江戸町2番13号
TEL : 095-822-0615
FAX : 095-827-7371